

市民参加実施予定シート

予 定
平成31年4月1日時点

担当課(障害者支援課)

1 市民参加の手續 実施予定について

通称	流山市手話言語の普及の促進に関する条例	市が考える 市民等への影響	メリット 市民の手話に対する理解が深まり、聴覚障害者が手話を使い、安心して暮らすことのできる社会の実現につながっていく。 デメリット 特になし
名称	流山市手話言語の普及の促進に関する条例		
概要	手話が言語であることへの理解の普及に努めることにより、障害の有無にかかわらず、全ての市民等がお互いを理解し合い、安心して暮らすことのできる共生社会を実現するため条例を制定する。		

(1) 市民参加の対象事項について

市民参加の対象事項に該当するもの (条例第5条第1項及び第4項)	市民参加の手續を実施しないもの (第5条第2項の規定)
(1) 基本構想、基本計画その他基本的な事項を定める計画の策定又は変更	(1) 軽易なもの
(2) 行政の運営に関する基本方針を定める条例又は市民に義務を課し、若しくは市民の権利を制限することを内容とする条例の制定又は改廃	(2) 緊急に行わなければならないもの
(3) 公共施設の設置に係る計画の策定又は変更	(3) 法令の規定により実施の基準が定められており、その基準により行うもの
(4) 市民生活に大きな影響を及ぼす制度の導入又は改廃	実施しない詳しい理由
(5) 条例以外で定める市民が納付すべき金銭のうち、規則で定めるものの額の設定又は改定に係る基本方針の策定又は変更	
第5条第4項の規定により、対象事項ではないが、市民参加を行う場合	

(2) 市民参加の手法について

市民参加の方法(条例第6条第1項)					
実施方法	実施予定時期	参加が期待される市民等	その他特記事項	左記の市民参加の方法を選択した理由・実施時期(流れ)を選択した理由	
複数実施	審議会等	平成30年8月～平成30年10月中で3回程度	審議会委員(専門家、公募の市民等)	市福祉施策審議会	福祉に関する専門的な見地からの調査や審議意見を聴取する必要があるため。
	パブリックコメント手續	平成30年12月～平成31年1月	全市民等		時間や場所に拘束されずに意見が表明でき、素案に対して幅広く市民から意見聴取が可能のため。
	意見交換会	平成30年7月	聴覚障害関連団体の代表等	流山市における手話言語等条例検討委員会	当事者本人や関係者から、社会生活・日常生活面において現場の意見を聴取することができるため。
	公聴会				
	政策提案制度				
	その他				

(3) 市民参加のスケジュール(予定)

平成29年度		平成30年度											平成31年度		
4～9月	10月～3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4～9月	10月～3月
					意見交換会			審議会(諮問・答申など)			パブリックコメント				
													公表・周知		

2 当初予定からの変更履歴

変更項目	変更日	変更内容・理由	変更項目	変更日	変更内容・理由